

議会運営委員会協議事項

令和7年6月18日（水）

午前10時

会場：取手市議会議事堂大会議室

1. 令和7年度第1回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望について
2. 取手市議会基本条例の検証について
3. その他

No.	想定される 担当課	報告議 員	班議員	会場	意見
1	議会（議運）	根岸	岩澤・石井・小堤・ 細谷・岡口・根岸	大会議室	議員各位が、一人の市民として取手をどうしたいのかが見えてこない。
2	議会（議運）	関川	赤羽、遠山、佐藤、 関川	藤代公民館	市民との意見交換会の参加者数について ・参加市民が少ない。市民の意識、議員の意識が低いと思う。 ・近年は、市政に限らず県政、国政しかり政治に興味がない人が多すぎる。
3	議会（議運）	関川	赤羽、遠山、佐藤、 関川	藤代公民館	意見交換会について ・要望への回答を拝見すると注視、検討という言葉が多すぎる。この回答を見ていると意見を出した甲斐がないと思ってしまう。 ・もう少し、意見要望の解決に尽力してほしい。
4	議会（議運）	佐野	染谷、山野井、佐野	オンライン	意見交換会とは別に各地区で議員が懇談会や交流会を積極的にやってもらいたい。
5	議会（議運）	関川	赤羽、遠山、佐藤、 関川	藤代公民館	議会について ・市議会に傍聴に行くが市長が答弁しないのが腑に落ちない。
6	議会（議運）	関川	赤羽、遠山、佐藤、 関川	藤代公民館	請願について ・請願を提出した際に請願者への質疑が全くないのに採決になると反対多数で否決という結果を拝見するがおかしいと思う。
7	議会（議運）	佐野	染谷、山野井、佐野	オンライン	今回一般会計予算・決算審査特別委員会を見たが、事業内容を聞いて、即わかりました、で終わっていた。事前に調べて会議に臨んでいない議員が多すぎるように感じた。調査不足では的確な質疑ができないのではないか？これらをどう考えているか？
8	議会（議運）	関川	赤羽、遠山、佐藤、 関川	藤代公民館	政治について ・若者が政治に興味を持っていない。 ・若者が政治に興味を持ちたくなる工夫をしてほしい。

議会基本条例 検証 各会派報告一覧

会派名	検証が必要な条文		課題等（報告原文）
創和会	第19条第1項	議会図書室の充実	タブレットが導入されているので、条例自体が必要かどうか？
	第20条	議会広報の充実	YouTubeで議員個人のQRコードが出来ないか？
みらい・ 維新・ 国民の会	第3条	議会は、議員の合議機関として、常に公平性及び透明性を確保し	取手市議会『議員提要』P82（抜粋） 「議会の運営方法を委員会中心主義とすること。従来どおり委員会中心主義とする。 ～中略～ また、議員は、自分が所属する委員会の所管の質疑は自主的に慎むものとする。所管常任委員会の質疑は、議員の良識に任せ、なるべく慎んでもらう。」 この記述により、所管委員による本会議での質疑は「慣行上、慎むことが望ましい」という姿勢が示されていますが、強制力を持つ規定ではなく、各議員の判断に委ねられています。 その結果として、所管委員が本会議において質疑を行った後、さらに委員会においても同じ議題に関して質疑を重ねることが可能な状態となっており、他の非所属議員との間で明らかな質疑機会の差が生じています。 ◆ 議会基本条例 第3条（公平性及び透明性）との矛盾 「議会は、議員の合議機関として、常に公平性及び透明性を確保し、議会活動の活性化を図るものとする。」 この基本条例が掲げる「公平性の確保」とは、議員全員が等しく政策を問う機会を持ち、対等な立場で合議に参加できる状態を意味するものです。 したがって、現在のように、所管委員が本会議と委員会の両方で質疑可能である一方で、委員会に所属していない議員は、委員会での質疑機会を持たず、本会議のみの制限的な質疑しかできないという状況は、議会基本条例第3条の理念と明確に整合しない状態であると考えます。 以上の観点から、議会運営上の公平性を制度的に担保するために、「所管委員は本会議における質疑を原則として控えること」 「例外的に質疑を希望する場合は、議長の許可を要すること」といったルール of 明文化を提案したく、議会運営委員会においてご協議いただきたいと存じます。

みらい・ 維新・ 国民の会	第3条第5号	市民が傍聴の必要性を認識できる議会運営に努めること	課題等 議会運営の合理性と市民の傍聴意欲の向上について 1.取手市議会基本条例第3条第5号には、「市民が傍聴の必要性を認識できる議会運営に努めること」と明記されています。しかしながら、現状の議会運営では、同一の議案に対し、複数の議員が趣旨の重複する質疑を繰り返し行う場面が見受けられます。その結果、執行部からも同様の趣旨・内容の答弁が繰り返される状況となり、議論の新たな深まりや政策提言の発展に必ずしもつながっていないという実態があります。 さらには、議会運営の合理性や効率性という観点から課題であるのみならず、傍聴者やインターネット配信を通じて議会を視聴する市民に対し、同様の質疑と答弁が続くことで、議会の生産性に疑問を抱かせる可能性があり、議会への信頼性や関心の低下を招く恐れもあります。 市民の理解と関与を得られる議会を実現するためにも、今後の議会運営においては、同一趣旨の質疑の重複を極力避ける工夫、会派内や委員会での事前の情報共有・整理、新たな論点の掘り下げにつながる質疑の促進といった観点から、より合理的かつ建設的な議会運営を検討していく必要があると考えます。 2.現在、取手市議会では「1日1委員会制」を採用しており、全ての委員会を傍聴可能とする環境が整えられています。また、各委員会の審査内容についてはインターネットによるオンデマンド配信も行われており、市民や議員がいつでも委員会の議論を確認できる体制となっています。 このような状況下で、本会議において委員長報告という形で再度委員会の審査経過を形式的に読み上げることに、どれほどの実効性があるのかは再考の余地があります。とりわけ、報告の様式が委員長の裁量に委ねられていることにより、全体を要約せず、記録の一部を抜粋して読み上げるだけの報告が行われるケースもあり、議会全体としての説明責任や市民への情報提供の観点からは課題が残ります。 本会議であえて委員長報告を行うのであれば、全ての審査項目を網羅し、傍聴者や市民に分かりやすく整理した上での報告が求められます。そのような報告でなければ、すでに可視化された委員会活動と重複し、報告としての意味を成さないばかりか、議会運営の効率性に疑義が残る。 提案事項 1.全ての委員会が傍聴可能かつネット配信により市民も確認できる現状を踏まえ、本会議における委員長報告は原則として行わないとする方向で検討すること。 ※一部事務組合報告同様の形式への検討。 2.本会議における委員長報告に関して質疑が必要な場合は、事前に疑義の内容を明確にし、議長に対して発言許可を求める手続きを設ける。これにより、議事の効率性と質の確保を両立させることを目指す。
公明党	第14条第1項	会派は、2人以上により結成された議員の団体とする	会派は2名以上とする考えは妥当
	第17条	議会は、議員の政策形成及び政策立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする	議会の機能強化の手法として、複雑広域化する行政課題について、他の地方公共団体との連携
	第20条	議会は、議会だより、市議会ホームページ等の多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるための体制整備並びに議会広報活動の充実強化に努めるものとする	市ホームページ市議会、市民により検索しやすい環境整備
日本共産党	第3条第3号	意思決定に当たって、議員間、市長等との自由かつ達な討議を通して論点を明らかにし、合意形成に努めること	市長その他執行機関（市長等）との自由かつ達な討議は行われていない。

無会派 クラブ	第3条第2号	政策提案権を積極的に活用することができるようになること	市長提出議案の審査に重点が置かれている。・一般質問項目を取り上げ、委員会等で政策提案につなげることも必要
	第3条第3号	意思決定に当たって、議員間、市長等との自由かつ達な討議を通して論点を明らかにし、合意形成に努めること	会派での討議を経た結果になっており、市民の見える場で討議されていないのではないか。会派ごとの意見表明が中心で、討議しても結論が変わらない。自由かつ達な討議にはならない。
	第3条第4号	市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市政に反映させるための議会運営を目指すこと	意見交換会等から得た市民の意見を政策提案につなぐことが必要
	第4条第2号	議員による積極的な条例提案を行うよう努めること	条例提案が必要であるという認識に至っていない。
	第4条第4号	議会活動について、市民に対して積極的に情報を伝えるよう努めること	個人の活動も大事だが、チーム議会としての情報発信にもっと力を入れるべき。
	第5条第1項	議会は、議会活動に関する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、説明責任を十分に果たすものとする	賛否の理由を表明すべき。特に反対の場合は、説明責任を果たすべき。会派ごとに賛否を決めていることの弊害ではないか。
	第6条	議会は、市民との対話と報告の場として、意見交換会を年1回以上行うものとする	意見交換会の目的の見直しが必要ではないか。市民が、意見交換会に何を求めてきているかを、考えるべき。現状を理解することにとどまらず、それがどう政策提案につながるかを確認したい。議員の考えを確かめたい。それに応える姿勢を見せる必要があるのでは。
	第8条第1号から第7号	議会は、市長が提案する重要な計画、政策、事業等（以下「政策等」という。）について、議会審議における論点情報を整理し、その政策等の水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項に関し説明を求めるものとする (1) 政策等を必要とする背景 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 市民参加の実施の有無及びその内容 (4) 他の地方公共団体の類似する政策等との比較検討 (5) 総合計画における根拠又は位置付け (6) 政策等の実施に係る財源措置 (7) 将来にわたる政策等の費用及び効果	(1)～(7)のいずれかに該当しているのに、議長、委員長に質疑の変更や取り下げを求められることがある。
	第14条	会派は、2人以上により結成された議員の団体とする	会派制を廃止すべき。会派制を採用しているため、合意形成過程が不透明。会派内で、賛否が分かれる場合が非常にまれなため、市民には個人の意見が分かりづらい。市民は、議員個人に投票しているのであって、会派に投票しているわけではない。
	第15条	会派制を廃止すべき	会派制を廃止すべき。